三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
四　当該不要財産の取得に係る出資の内容（通則法第四十六条の三に規定する出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）
五　催告の内容
六　当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額
七　通則法第四十六条の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合には、当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
八　前号の場合における譲渡の方法
九　第七号の場合における譲渡の予定時期
十　その他必要な事項

2　厚生労働大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に従い算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。
一　通則法第四十六条の三第一項の規定により当該不要財産に係る出資額として厚生労働大臣が定める額の持分
二　通則法第四十六条の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額

（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十四条の三　機構は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として厚生労働大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）

第十四条の四　通則法第四十六条の三第一項の主務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。
一　民間等出資に係る不要財産の内容
二　通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該不要財産に係る出資額として厚生労働大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨
三　通則法第四十六条の三第一項の払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別
　イ　当該不要財産の払戻しをすること
　ロ　通則法第四十六条の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをすること
四　当該払戻しを行う予定時期
五　第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額

2　前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が前項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。

（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第十四条の五　機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。
一　当該不要財産の内容
二　譲渡によって得られた収入の額
三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
四　譲渡した時期
五　通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

2　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

3　厚生労働大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち通則法第四十六条の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める額の持分を含む。）を機構に通知するものとする。

4　機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により厚生労働大臣から通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）

第十四条の六　機構は、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（機構法第十四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務と雇用保険法との関係）

第十七条の二　機構法第十四条第二項の規定に基づき、機構法第十四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、次の各号に定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。
一　機構法第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務　雇用安定事業
二　機構法第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務　能力開発事業

第十八条中「機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第五条第二項」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（以下「令」という。）第二条第二項」に、「同条第一項」を「機構法第十七条第一項」に、「期間」を「中期目標の期間の」に改める。

第二十条中「第十二条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第二十一条中「第十六条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（令附則第三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類）

第三条の二　令附則第三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、同項に規定する宿舎等勘定に係る国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類とする。

附則第四条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第一条」を「第一条の二」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　機構法附則第五条第三項に規定する業務に関する事項

附則第四条第二項中「第七号」を「第十四条第一項第四号」に、「第七号並びに附則第五条第二項」を「第十四条第一項第四号及び附則第五条第二項」と、「及びこれ」とあるのは「並びにこれら」に改め、同項に次の六項を加える。

3　機構法附則第五条第三項第三号の厚生労働省令で定めるものは沖縄北部雇用能力開発総合センターが行う職業訓練の援助とする。